

議案書

令和 6 年度 真崎区自治会定期総会

日 時：令和 7 年 3 月 23 日（日）10 時～

場 所：真崎コミュニティセンター

令和 6 年度

真崎区自治会定期総会議事次第

1.開催日時 : 令和 7 年 3 月 23 日 (日) 10:00～

2.開催場所 : 真崎コミュニティセンター

3.挨拶 : 真崎区自治会長、地元選出村議会議員

4.議案

1号議案 令和 6 年度 真崎区自治会事業報告

2号議案 令和 6 年度 収支決算書(一般会計)、(特別会計)

3号議案 令和 7 年度 真崎区自治会役員改選について

4号議案 令和 7 年度 真崎区自治会事業方針・計画(案)

5号議案 令和 7 年度 収支予算書(案)(一般会計)、(特別会計)

5.報告事項

① 自治会加入率向上について

② 真崎区自治会規約細則改定について

③ 令和 6 年度 真崎区自治会要望書管理記録

④ 令和 7 年度 資源物分別収集ステーションブロック別分担表

⑤ 集会所のデジタル化推進について

6.その他

以上

令和6年度 真崎区自治会事業報告書

No	実施	項目	推進担当	備考
1	5/12	班長・副班長研修会	自治会	真崎コミセン（58名参加）
2	6/8、10/26	東海村クリーン作戦	生活・環境委員会	村内一斉実施（春と秋） 班（常会）より参加
3	6/15、8/24	真崎古墳群整備作業	・広報文化委員会 ・自治会	参加者156名（85名+71名）
4	6/1	防犯パトロール総会	自治会	
5	7/20～8/12	ラジオ体操	自治会	延べ人数：1,542名参加 村小487・コミセン717・白根公園 338
6	8/11	東海村花火大会警備等の協力	・自治会 ・自主防犯パトロール隊	阿漕ヶ浦公園周辺
7	8/31	第17回真崎古墳行灯まつり （台風により中止）	自治会	真崎ふれあいの森
8	9/7	古墳行灯まつりイベント （行灯展示9/7～9/13）	自治会	真崎コミセン （焼きそば他を販売）
9	10/2～	真崎区自治会カレンダー作製	自治会	3月配布
10	10/12	第9回真崎区健康ふれあい運動会	活力委員会	村松小学校 （約300名参加）
11	10/19	防災訓練（地区自治会と共催）	防犯・防災委員会	福祉委員会無線機訓練を実施
12	11/9	防災視察研修会	防犯・防災委員会	いわき震災伝承みらい館見学 （37名参加）
13	12/14	火を囲む集い	自治会	真崎コミセン （約80名参加）
14	12/17	真崎区民親睦ゴルフ大会	活力委員会	グランドスラムCC(24名参加)
15	回/年	自治会報の編集	広報文化委員会	
16	1/12	出初式への参加	自治会	東海文化センター(15名参加)
17	1/18	真崎区新春交流会	自治会	真崎コミセン （約70名参加）
18	2/2	南斜面苗木植栽緑化保全事業	自治会	真崎古墳群南斜面(23名参加)
19	4回/月	資源物回収立会	生活・環境委員会	各班（常会）毎の対応
20	2回/月	防犯パトロール	防犯・防災委員会	
21	通年	集会所維持管理	自治会（集会所管理者）	
22	通年	児童公園管理	自治会	
23	通年	地区社協及び村民会議支援	自治会	
24	通年	自治会未加入者の入会促進	自治会	

①	自治会	新春交流会、正・副班長研修会、緑化保全事業、古墳行灯まつりイベント、真崎区自治会カレンダー作製など
②	広報・文化委員会	古墳群整備作業、真崎区広報誌発行、ホームページ整備
③	活力委員会	健康ふれあい運動会、真崎区民親睦ゴルフ大会
④	防犯・防災委員会	防犯パトロール、防災研修（地区自治会と共催）、自主防災倉庫の点検
⑤	生活・環境委員会	資源物対応、クリーン作戦対応
⑥	福祉委員会	高齢者対応支援、地区社協対応、ふれあい敬老会、世代間交流会支援

2号議案

令和6年度 真崎区自治会 収支決算書（一般会計）

収入の部

（単位：円）

項 目	本年度予算額	決算額	比較増減	備 考
繰越金	252,240	252,240	0	R5年度繰越金
自治会費	411,000	406,200	△ 4,800	673(+3)世帯×600円,2世帯×300円
委託業務協力金他	50,700	63,000	12,300	日赤協力金,社協推進費,児童公園管理費
単位自治会交付金	3,052,000	3,152,000	100,000	一括交付金（自治会基盤強化加算含む）
自治会からの補助金	200,000	0	△ 200,000	特別会計から補助金
雑収入	44,060	137,852	93,792	行灯まつり共済金,火を囲む集い会参加費,新春交流会参加費、預金利息
合 計	4,010,000	4,011,292	1,292	

支出の部

項 目	本年度予算額	決算額	比較増減	備 考
1.運営費	1,820,000	1,917,938	97,938	
会議費	70,000	84,516	14,516	総会,運営委員会,役員会等
助成金	140,000	140,000	0	各種7団体
活動費	10,000	10,000	0	児童公園管理費
福祉費	30,000	20,680	△ 9,320	民生委員との意見交換
行動費	1,137,000	1,137,000	0	自治会役員、班長行動費
慶弔費	30,000	24,000	△ 6,000	香典(8人)
事務費	30,000	32,809	2,809	事務用品費
広報費	120,000	216,420	96,420	HP管理,真崎だより,カレンダー作成 (R5,R6)
自主防災活動費	10,000	10,000	0	機材購入費補助
集会所管理費	220,000	220,000	0	集会所管理費,火災保険等
集会所清掃費	20,000	22,513	2,513	清掃用品、軽食、ごみ持込代
予備費	3,000	0	△ 3,000	
2.事業費	2,190,000	1,805,602	△ 384,398	
区民研修費	160,000	165,059	5,059	正副班長研修費、防災研修費
地域交流会	900,000	797,085	△ 102,915	古墳整備,ふれあい運動会,ラジオ体操,区民ゴルフ大会,火を囲む集い
真崎古墳行灯まつり	900,000	593,610	△ 306,390	第17回真崎古墳行灯まつり
苗木植栽緑地保全	30,000	32,426	2,426	苗木植栽,維持管理
新春交流会	200,000	217,422	17,422	真崎区民新春交流会
合 計	4,010,000	3,723,540	△ 287,752	

4,011,292(収入)－3,723,540円(支出)＝287,752円(次年度繰越金)

令和6年度 真崎区自治会 収支決算書 (特別会計)

資源物・分別回収事業

【収入の部】

(単位:円)

年 月	項 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
令和6年4月	前年度繰越金	5,027,227	5,027,227	0	令和5年度繰越金
令和6年5月	資源物等収集 報奨金	348,500	341,400	△ 7,100	5年度報奨金(3期分) (R5.12~R6.3)
令和6年9月	資源物等収集 報奨金	365,300	348,200	△ 17,100	6年度報奨金(1期分) (R6.4~R6.7)
令和7年1月	資源物等収集 報奨金	344,900	330,600	△ 14,300	6年度報奨金(2期分) (R6.8~R6.11)
令和7年2月	雑収入	73	380	287	預金利息
	合 計	6,086,000	6,047,787	△ 38,213	

【支出の部】

(単位:円)

年 月	項 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備 考
令和6年4月	令和5年度 報奨金還付	522,000	522,000	0	基本割(R5.10.1現) 5,000円×38班 500円×664戸
令和7年2月	一般会計補助	200,000	0	△ 200,000	集会所管理補助 事業運営
令和7年2月	消耗品費	20,000	0	△ 20,000	資源物分別立ち合いに 必要な消耗品購入等
令和7年2月	土地賃借費	63,000	63,000	0	資源物集積所 賃借地代(3力所)
令和7年3月	備 品	300,000	17,930	△ 282,070	集会所備品購入 ・包丁、砥石 ・wi-Fi利用カード
	合 計	1,105,000	602,930	△ 502,070	

収入合計(6,047,787)－支出合計(602,930)＝次期繰越金(5,444,857)

【資源物報奨金還付実績額】

前年度分報奨金を 新年度4月に還付	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	備 考
	527,500	522,500	522,000	10月1日現在の世帯数分 (砂岸会、広域班除く)

会 計 監 査 報 告

令和6年度の真崎区自治会の会計報告について、規約第5章第45条に基づき、一般会計及び特別会計の収支決算並びに関係書類等を監査した結果、正当なものと認めます。

令和7年3月13日

監 事 植野重男



監 事



真崎区自治会役員改選について

真崎区自治会規約第2章 第10条第1項に基づき、役員選考委員会において、次の役員を選出したので承認を得たい。

真崎区自治会長	今泉 謙二（サニータウン村松）	留任
真崎区副自治会長	友部 孝子（長月）	留任
真崎区副自治会長	村山 卓（青葉）	新任
集会所管理者	大澤 直幸（サニータウン村松）	留任

任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日まで。

令和7年度 真崎区自治会事業方針

真崎区自治会長

今泉 謙二

1.目的

真崎区自治会（自治会）は、村松小学校学区内で活動する「真崎地区自治会」「真崎地区社会福祉協議会」「青少年育成東海村民会議村松支部」及び各種団体との協力・連携をもとに、会員相互のふれあいを深め、福祉や防犯・防災に努めつつ、皆で協力しないとできない地域コミュニティをとおして、この地に住んで良かったと思えるまちづくりを目的とします。

2.地域の現状

令和7年2月18日現在、真崎区人口3,730名（前年同月比+11）世帯数1,755（+16）であり、自治会加入世帯数677世帯（前年同月比-8）、加入率38.6%であることから、真崎区世帯数が増加し、自治会加入世帯の減少から、加入率は微減（-0.8%）の状況です。

現在は、多様な価値観の中で、ネットコミュニティの出現により、かつての地域コミュニティに頼らなくても幸福感を得られる社会になりつつある一方で、特に子育て世代や高齢者世代においては、顔見知りや気軽に声掛けができる地域コミュニティの存在が求められていることも地域の現状です。

3.目指す地域づくり

自治会は、多様化する個人のニーズを認めつつ、住民同士が支え合える「まちづくり」の重要性から、積極的に交流行事を進める中で、特に行事を企画立案し、準備そして実行に至るまでのプロセスは、組織体制で動くことから、万一の災害に備えた「防災訓練」も兼ね備えていると考えています。

今年度は、これまでの活動内容を取捨選択し、「今は、何が必要か」を念頭に各種団体の協力を得ながら進め、将来を担う子供達へのふるさと意識を根付かせるような行事を提案しつつ、人のつながりを大切にした地域づくりを目指します。

4. 事業方針

自治会は、東海村自治基本条例に基づき、村と対等な立場でそれぞれの役割を担い、協働による魅力あるまちづくりを進めております。

自治会の事業方針は、緑豊かな環境のもとで、災害に強く、地域連携による助け合いのできる地域づくりを目指し、皆と共感し合い、共に認め合い、協力しながら創り上げる「共創・協創」を支えに、真崎区の将来を担う人づくりを中心とした事業を進めます。

（1）自主防災対策

自然災害に備え、自主防災組織体制に基づく役割分担を確認し、防災資機材の使い方を含めた訓練を行います。

(2) 防犯・交通安全対策

犯罪や交通事故の無い、安心して住めるまちづくりのため、通学路での立証及び防犯パトロールに取り組みます。

(3) 資源物回収

家庭から廃棄される新聞紙、布、プラスチック、ペットボトル、ガラス瓶などの資源物は、再資源化の有効利用のために分別回収し、循環型社会への貢献に取り組みます。

(4) 環境整備

地域内の道路や公園等の清掃活動、クリーン作戦の実施、真崎古墳群の緑化保全事業を推進し、子供たちへのふるさと意識高揚に取り組みます。更に生活道路の補修・整備、或いは必要な街路灯の設置等に関する要望を受け、村へ陳情します。

(5) 真崎区内で活動する各種団体との連携強化

自治会活動の支えとなる各種団体との連携強化を図り、課題に取り組みます。

(6) 文化、交流活動の情報発信

年代を超えた地域住民同士の交流を図るため、健康ふれあい運動会、夏休みラジオ体操、真崎古墳行灯まつり、防災研修会、新春交流会、真崎古墳群整備作業などを計画し、これらの活動内容を「真崎だより」「自治会カレンダー」「ホームページ」に掲載します。

(7) 関係団体との連携

舟石川三区自治会、原子力機構荒谷台区自治会、真崎地区社会福祉協議会、青少年育成東海村民会議村松支部、村松小学校、東海中学校と連携し、地域活動の充実に努めます。

(8) 真崎区自治会集会所の利用促進

利用者から受けた要望を検討し、備品類の充実を図ると共に、集会所内のデジタル化を進め、利用しやすい環境を整えます。

(9) 村松小学校コミュニティスクール（CS）への参加

村松小学校運営協議会へ参加し、地域住民が村松小学校行事に参加することや児童が地域行事への参加をとおして、更に交流が深まるよう努めます。

5. 自治会加入の促進

現在の自治会は、行政への陳情や要望の他に、各種行事案内、地域の清掃、環境整備、世代間交流、高齢者支援、資源物回収、防災、防犯活動、共同募金の徴収協力などに取り組み、住民が安心して暮らせる組織体制をもって活動しています。

今年度は、各班長の協力を得ながら、自治会未加入世帯や新しく転居してきた方を対象に、「真崎だより」や「自治会カレンダー」などを用いて自治会活動の紹介を進め、自治会加入率向上の検討を継続的に取り組みます。

以上

令和7年度 真崎区自治会事業計画書（案）

No	実施	項目	推進担当	備考
1	5月	・班長・副班長研修会 ・防犯パトロール総会	自治会	真崎コミセン
2	6月、10月	東海村クリーン作戦	生活・環境委員会	村内一斉実施（春と秋）
3	6月、8月	真崎古墳群整備作業	広報・文化委員会 自治会	・真崎古墳群 ・真崎古墳群南斜面（適宜）
4	夏休み初め～ 盆休み前	ラジオ体操	自治会	・村松小学校 ・真崎コミセン ・白根児童公園
5	8/30	第18回真崎古墳行灯まつり	自治会	
6	9月	真崎区自治会カレンダー作製	自治会	3月配布
7	10/11	第10回真崎区健康ふれあい運動会	活力委員会	村松小学校
8	10月	自主防災活動（防災研修）	防犯・防災委員会	地区自治会と共同開催
9	10月	南斜面緑化保全事業	自治会	真崎古墳群南斜面
10	11月	火を囲む集い	自治会	真崎コミセン
11	2回/年	真崎区民親睦ゴルフ大会	活力委員会	
12	適時	自治会報の編集	広報文化委員会	
13	1月	出初式への参加	自治会	東海文化センター
14	1月	真崎区新春交流会	自治会	真崎コミセン
15	2月	防災研修会	防犯・防災委員会	真崎区民を対象
16	4回/月	資源物回収立会	生活・環境委員会	各班（常会）毎の対応
17	2回/月	防犯パトロール	防犯・防災委員会	
18	通年	防災倉庫維持管理	防犯・防災委員会	
19	通年	集会所維持管理	自治会	年1回清掃
20	通年	児童公園管理	自治会	
21	通年	地区社協及び村民会議支援	自治会	
22	通年	自治会加入率の促進	自治会	

①	自治会	新春交流会、正・副班長研修会、緑化保全事業、真崎古墳行灯まつり、火を囲む集い、真崎区自治会カレンダー作製など
②	広報・文化委員会	古墳群整備作業、真崎区広報誌発行、ホームページ整備
③	活力委員会	健康ふれあい運動会、真崎区民親睦ゴルフ大会
④	防犯・防災委員会	防犯パトロール、防災訓練（地区自治会と共催）、自主防災倉庫の点検
⑤	生活・環境委員会	資源物対応、クリーン作戦対応
⑥	福祉委員会	高齢者対応支援、地区社協対応、ふれあい敬老会、世代間交流会支援

令和7年度 真崎区自治会 収支予算書 (案) (一般会計)

収入の部

(単位:円)

項 目	前年度予算	本年度予算	比較増減	備 考
繰越金	252,240	287,752	35,512	R6年度繰越金
自治会費	411,000	406,200	△ 4,800	677世帯×600円
受託業務協力金他	50,700	50,700	0	日赤協力金,社協推進費,児童公園管理費
単位自治会交付金	3,052,000	3,152,000	100,000	一括交付金(自治会基盤強化加算含む)
自治会からの補助金	200,000	100,000	△ 100,000	特別会計から補助金
雑収入	44,060	33,348	△ 10,712	行灯祭り共催金、利息等
合 計	4,010,000	4,030,000	20,000	

支出の部

項 目	前年度予算額	本年度予算	比較増減	備 考
1.運営費	1,820,000	1,850,000	30,000	
会議費	70,000	80,000	10,000	総会,運営委員会,役員会等
助成報償金	140,000	160,000	20,000	各種7団体助成金、新設班(常会)報奨金等
活動費	10,000	10,000	0	児童公園管理費
福祉費	30,000	30,000	0	民生委員会議
行動費	1,137,000	1,137,000	0	自治会役員、班長行動費
慶弔費	30,000	30,000	0	香典
事務費	30,000	30,000	0	事務用品費等
広報費	120,000	120,000	0	真崎だより発行,HP運営,カレンダー作成
自主防災活動費	10,000	10,000	0	自主防災活動助成
集会所管理費	220,000	220,000	0	集会所管理費,火災保険等
集会所清掃費	20,000	20,000	0	集会所清掃費用
予備費	3,000	3,000	0	
2.事業費	2,190,000	2,180,000	△ 10,000	
真崎区民研修会	160,000	160,000	0	研修会
地域交流会	900,000	900,000	0	古墳整備,ふれあい運動会,ラジオ体操,区民ゴルフ大会,火を囲む集い
真崎古墳行灯まつり	900,000	900,000	0	第18回真崎古墳行灯まつり
苗木植栽緑地保全	30,000	20,000	△ 10,000	植栽苗木の維持管理
新春交流会	200,000	200,000	0	真崎区民新春交流会
合 計	4,010,000	4,030,000	20,000	

資源物・分別回収事業

【収入の部】

(単位:円)

年 月	項 目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	備 考
令和7年4月	前年度繰越金	5,027,227	5,444,857	417,630	令和6年度繰越金
令和7年5月	資源物等収集 報奨金	348,500	348,500	0	令和6年度報奨金(3期分)
令和7年9月	資源物等収集 報奨金	365,300	365,300	0	令和7年度報奨金(1期分)
令和8年1月	資源物等収集 報奨金	344,900	344,900	0	令和7年度報奨金(2期分)
令和8年2月	雑収入	73	443	370	預金利息等
	合 計	6,086,000	6,504,000	418,000	

【支出の部】

(単位:円)

年 月	項 目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	備 考
令和7年4月	令和6年度 報奨金還付	522,000	518,000	△ 4,000	基本割 (R6.10.1現) 5,000円×38班 500円×656戸
令和7年4月	一般会計補助	200,000	100,000	△ 100,000	事業運営、 集会所管理補助
令和7年5月	消耗品費	20,000	20,000	0	資源物分別立ち合いに 必要な消耗品購入等
令和8年2月	土地賃借費	63,000	63,000	0	資源物集積所 賃借地代 (3カ所)
令和8年2月	備 品	300,000	300,000	0	集会所に必要な備品類等購入
	合 計	1,105,000	1,001,000	△ 104,000	

①報告事項

令和6年度 自治会加入率向上についての提案

自治会は、地域住民による「豊かなまちづくり」並びに様々な問題解決や住民の連帯意識の向上を目指し、自主的に地域活動を展開する村長の認可を受けた任意団体として、19年が経過した。

この間、多様な価値観や環境の変化により、全国的に自治会加入者の高齢化及び減少が深刻な問題となっており、真崎区自治会でも同様の問題が顕在化していたため、8年前より加入率向上を目的に勧誘活動を行ってきた。

この度は、過去の勧誘活動の実績も踏まえ、今年度の真崎区自治会事業方針に示した「自治会加入促進及び自治会離脱防止」に基づき、現状の問題点を抽出し、今できる対策の検討を行い、次年度の自治会活動へ反映することを目的に検討したので提案する。

●過去における自治会勧誘活動の結果

平成28年度（2016年）の自治会では、無作為に未加入者100名を抽出して、アンケート調査を行い、得られた回答に基づき希望に応じた加入説明会を開催した。翌年から真崎区を15に区分けして役員が分担制の下で勧誘し、3年間活動を実施したが、これに伴う著しい成果は得られなかった。

【自治会勧誘で得られたこと】

- ①農家の多い常会やアパートの混在する地域では、既設班への入会は難しい状況であった。
- ②高齢者に優しく、安全・安心で楽しく豊かな自治会運営が求められていた。
- ③地域の助け合いの基礎となる、定住者（持ち家）を優先的に勧誘した。

【主な対策】

- ①1軒でも加入できる「広域班」を設置し、自治会活動への参加を促した。
- ②一度入会を断られた世帯を再訪しても同じ回答のため、新規居住者を中心に訪問した。
- ③不動産業者の協力を受け、パンフレット等を置かせてもらう対策も必要と捉えた。

1.地域の現状と問題

真崎区自治会は、令和6年10月現在、自治会加入率38.5%（自治会加入世帯：676/真崎区全世帯：1,755）である。近年の自治会加入率の推移（別添）から、世帯数の増加及び、加入世帯の漸減傾向のため、加入率の低下を示している。

この現状から、真崎区内の世帯が増えているにも関わらず、加入率低下を示す要因として、現役世代の未加入及び班長の負担を感じた高齢者の離脱が問題である。

1-1 自治会加入の妨げと離脱の要因

平成27年度東海村社会科学研究支援事業報告書を参考に検討し、以下の要因を抽出した。

- ①加入方法が分からない ②メリットを感じない ③地域に長く住まない ④班長の負担
- ⑤仕事で時間が合わない ⑥参加するのが面倒 ⑦入会しなくても困らない

2.主な対策の検討

未加入及び離脱の要因を一つひとつ協議した結果、以下の3点に絞り込み考察した。

①加入するメリットについて ②班長の負担軽減対策 ③加入案内の支援を受ける

2-1 加入するメリットについての考察

新たに自治会へ加入した世帯に対し、メリットを感じてもらう対策を協議した結果、以下の対策に至った。

- ①新たに自治会へ加入した世帯へ、自治会の年間行事を示したカード発行し、参加した回数に応じた商品券（上限：1,000円）を付与する。
- ②新たに5戸以上の班（常会）を立ち上げた場合は、1万円の報奨金を支給することとし、自治会規約細則を改定する。但し、既存の班が分裂した場合は対象としない。
- ③資源物回収所に於ける立会いは、利用する班（常会）が実施しており、円滑な資源循環が行われている。このため、自治会は、村からの報奨金の一部を加入世帯1戸あたり500円及び班（常会）へ一律5,000円を還付金として支給しており、これを継続する。
- ④真崎区健康ふれあい運動会は、自治会加入世帯だけで楽しむ行事であり、参加者が満足する企画を取入れ、年々参加者が増加していることから、継続してまちづくりを進めていく。

2-2 班長の負担軽減対策の考察

今年度の運営委員会にて、回覧の回数が多く感じており、班長の負担を嘆く意見があったことから、以下の対策に至った。

- ①他の自治体で運用している対策を参考に、希望者はメール等による情報周知を受ける検討を進める。但し、自治会役員は、個人情報の取扱いに注意する。
- ②事務処理や情報発信に必要なパソコンは、自治会で購入したパソコンを利用する。
- ③回覧物の回数は、月に2回程度に抑えて班長の負担軽減に努める。但し、期限の迫っている配布物はこの限りでない。
- ④自治会の事務手続きは、真崎コミセン窓口の用紙及び自治会ホームページからダウンロードできる方法を継続し、更に住民からの声に耳を傾け、班長の負担軽減に努める。

2-3 加入案内の支援を受ける考察

自治基本条例の「自治会活動の推進」に従い、住民への加入促進に向け、村と協働して必要な環境づくりは、まちづくり推進の基本であるため、以下の対策に至った。

- ①新しい住民が必ず訪れる住民課は、該当する自治会への加入方法や自治会が活動している情報として、真崎区自治会カレンダー、リーフレット（自治会だより等）、自治会長の情報を窓口で案内してもらう支援を提案する。
- ②村民活動支援課が進めるホームページに、自治会加入方法や自治会活動内容を掲載し、新しい住民が入会しやすい環境整備に協力する。

3.次年度に向けた提案

対策の内容を踏まえ、次年度へ反映する考えを以下に提案する。

- ①新規加入者へ真崎区自治会カードを発行し、自治会活動への参加を促し特典を与える。
- ②新たに班（常会）を立ち上げた場合は、報奨金 1 万円を支給するよう規約改定を行う。
- ③回覧物の配布方法は、メール等を取入れた方法も併せ、班長の負担軽減に努める。
- ④新しい住民の自治会加入を支援する情報案内として、村の協力を得る。

4.最後に

東海村の自治会加入率は、令和 2 年度を境に 50%を下回り、将来のまちづくりの基本となる連帯意識の希薄化が不安視されており、真崎区自治会も同様である。

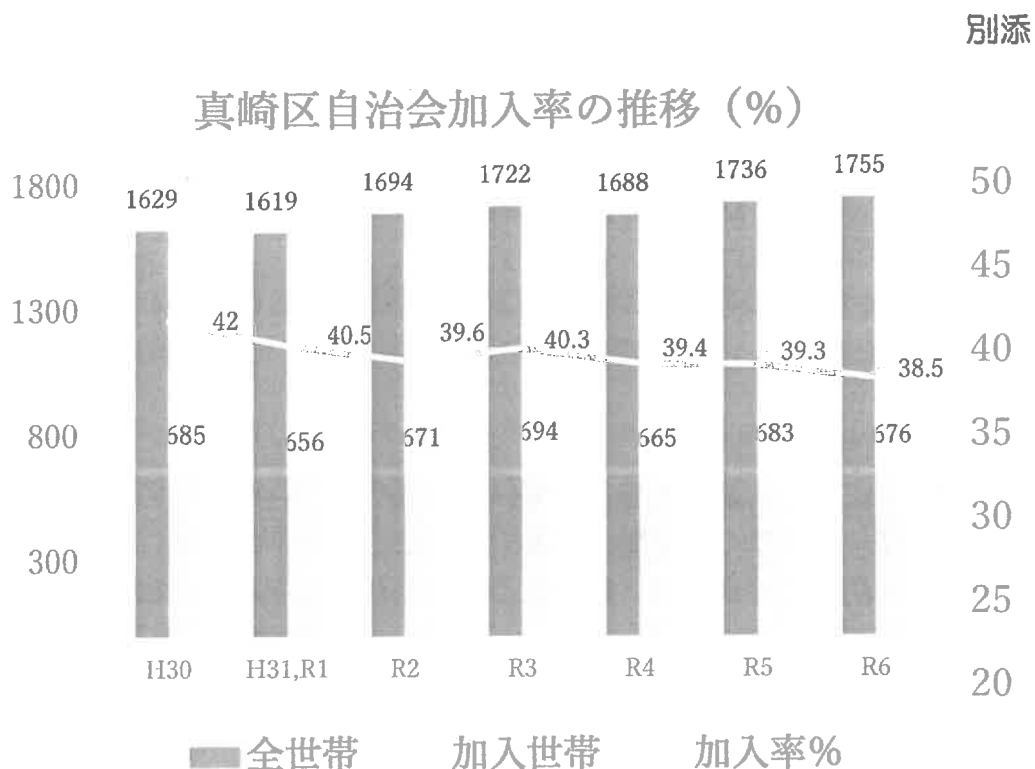
自治会への加入は任意であり、これまでと同じ勧誘方法では自治会加入率の向上に期待が持てないことから、自治会側が変化しなければならない時期と捉え、今回の提案に至った。

次年度以降の検討事項として、地域内で共通の考えのもとに結成された地域各種団体による自治会行事への支援をとおして、特に若い方々に対して、自治会の必要性を理解してもらい、会員増加に繋がる対策も必要と考えている。

以上

【自治会加入率促進委員会】

須藤惣一、村山卓、中野一徳、関田秀茂、須藤博美、今泉謙二



【自治会新規加入者カードの発行】

自治会未加入者へのアプローチの一つとして、新規加入に対して「自治会新規加入者カード」を発行し、自治会行事への参加回数により特典（インセンティブ）を与える。

【内 容】

①特典対象自治会行事の設定（6行事）

- ・クリーン作戦（春・秋）
- ・古墳群合同除草作業（6月・8月）
- ・真崎古墳行灯まつり
- ・健康ふれあい運動会

②特典（インセンティブ）

対象行事の参加時にスタンプを押印し、スタンプ3つで500円の商品券を進呈する。

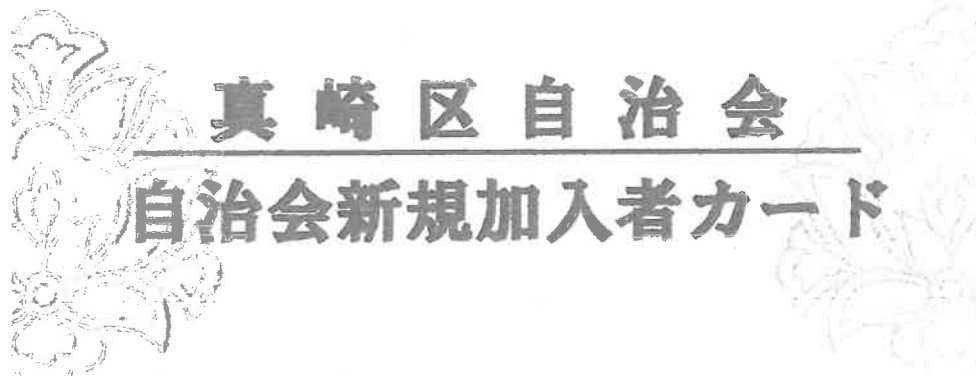
③特典の受領方法

スタンプ押印が3つ又は6つ ➡ 会員がカードを班(常会)長へ ➡ 班(常会)長が自治会長から特典を受取る ➡ 班(常会)長から会員へ特典を進呈

④カードの有効期間

自治会新規加入日から一年間

(表)



真 崎 区 自 治 会

自治会新規加入者カード

班(常会)名 _____ 氏名 _____

自治会加入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日(新規加入日から1年間有効)

(裏)

◆ 特典対象行事 ◆

☐	春のクリーン作戦	☐	☐	真崎古境行灯まつり	☐
☐	古墳群合同除草 作業(第1回)	☐	☐	秋のクリーン作戦	☐
☐	古墳群合同除草 作業(第2回)	☐	☐	健康ふれあい運動会	☐

- 行事参加1回ごとにスタンプを1つ押印します。
- 特典として行事3回参加で500円の商品券を進呈します。
- スタンプが3つまたは6つになりましたら、班(常会)長までカードを届けてください。

自治会回覧板の回覧に「電子メール又はLINE」を併用するための提案

1. はじめに

今年度自治会役員会では、加入率促進及び現加入者の退会防止のための検討をしてきました。

検討時退会防止のための課題として挙げられた、各班長や班員（以下、会員という。）の負担軽減化への取り組みとして、自治会回覧板に「メール又はLINE」（以下、メール等という。）を導入することを提案することとしました。

本提案では、メール等を活用したデジタル化の促進により、会員の負担軽減及び、より効率的で円滑な情報共有を実現できると期待しています。

ただし、本件は、あくまでもメール等受信希望者に対して実施するものであり、従来の回覧板を廃止するものではありません。（従来の回覧方法と併用して運用するものです。）

2. 現状の課題

- **会員の負担:** 回覧板は、一軒一軒を回覧するため、受け渡しに携わるすべての方に少なからず負担が掛かっていた。（特に、班（常会）の区域が広く、世帯数が多いと負担が大きい）
- **情報伝達の遅延:** 一軒一軒を回覧するため、情報伝達が遅延し、緊急性の高い情報伝達に適していなかった。（特に、班（常会）の区域が広く、世帯数が多いと伝達時間を要してしまう）
- **情報漏洩のリスク:** 回覧板が紛失したり、破損したりした場合、情報漏洩のリスクがあった。

3. メールへの変更によるメリット

- **会員の負担軽減:** 回覧板の受け渡しや保管の手間が省け、会員の負担を軽減できる。
- **情報伝達の迅速化:** メール等を利用することで、リアルタイムに近い情報伝達が可能となり、緊急性の高い情報も迅速に共有できる。

4. 導入方法

- 了解が得られた班（常会）に原電滝坂常会を加えて、テスト的に導入する。

- ①配信リスト作成: 同意した会員のメールアドレス又はLINE アカウントを収集※しリスト化する。（※収集した個人情報を回覧板の配信の目的以外に使用いたしません。）
- ②テスト配信の実施: システムの動作確認と、配信内容の確認を行います。
- ③配信内容の改善: 会員からの意見を参考に、配信方法、配信内容等を順次改善していきます。

5. まとめ

回覧板をメール等に変更することで、会員の負担軽減、情報伝達の効率化、（この他、情報管理の効率化、コピー用紙の削減など）、多くのメリットが期待できます。会員の皆様には、ご協力をお願いいたします。

6. 参考 電子化は、全国の様々な自治会でも導入されています。

（QRコードからアクセスしてみてください。）



①米子市デジタル回覧板
の導入



②LINE 公式の
デジタル運用について

以上

改正前 (改正6 令和5年3月26日)	改正後 (改正7 令和7年3月●●日)
真崎区自治会規約前編	真崎区自治会規約前編
1. 本会に加入する各班(常会)及び事業主の組織等について (1) 各班の構成は5戸以上とする。但し1世帯でも自治会加入を認め広域班として、組織し第1条の目的を達成する為に活動するものとする。 (2) 事業主等は事業所、アパート及び寮等の経営者などで、第1条の目的に賛同するものとする。 2. グループの編成について (1) 地域活性化推進の為、真崎区自治会に属する班(常会)を次の2グループに編成し活動する。 (イ) 第1グループ 雨澤・檜内西・檜内南・檜内東・サニータウン・新和・高栄・白根中・白根東・白根西・東・錦沼・長月・仲町・入・砂岸会・サンガーデン・白根南 (ロ) 第2グループ 荒谷東・荒谷西・すみれ・日栄会・長畑・長畑2・荒谷台・荒谷台南・ヴィラ荒谷台・根崎・青葉・滝坂・桃山第2・桃山第3・原電滝坂1・原電滝坂2・原電滝坂3・原電滝坂4・エレガンスヒル・広域班 (2) 第1・第2グループ事業の企画、運営等合同運営することが出来る。 3. 総会について 総会は毎年3月第4日曜日に開催する。 4. 評議員の選出について 評議員の選出については、会長が副会長及び各種団体等に選出を依頼し、選出された会員から、会長及び副会長が協議し、若干名を選出する。 5. 専門委員会について 本会に次に示す5つの専門委員会を置く。 (1) 広報・文化委員会 (広報・芸術・スポーツ・歴史研究・生涯学習等) (2) 活力委員会 (親睦・仲間作り・ボランティア育成・住民自治等) (3) 防犯・防災委員会 (地域防犯・防災・交通安全・原子力安全等) (4) 生活・環境委員会 (生活環境整備・快適・安心の地域作りごみ対策等) (5) 福祉委員会 (高齢者・児童福祉・地域福祉・青少年健全育成等) (イ) 専門委員は所属する専門委員会の活動目的を達せられるよう、職務に当たる。 (ロ) 専門委員会は、専門委員会毎の活動事項について通時審議する。会議は、必要に応じて専門委員長が招集し、議長にあたる。 (ハ) 専門委員長は、専門委員会で審議した内容を役員会へ報告する。	記載の見直し 1. 本会に加入する各班(常会)及び事業主の組織等について (1) 各班の構成は5世帯以上とする。但し1世帯でも自治会加入を認め広域班として、組織し第1条の目的を達成する為に活動するものとする。 (2) 事業主等は事業所、アパート及び寮等の経営者などで、第1条の目的に賛同するものとする。 2. グループの編成について (1) 地域活性化推進の為、真崎区自治会に属する班(常会)を次の2グループに編成し活動する。 (イ) 第1グループ 雨澤・檜内西・檜内南・檜内東・サニータウン・新和・高栄・白根中・白根東・白根西・東・錦沼・長月・仲町・入・砂岸会・サンガーデン・白根南 (ロ) 第2グループ 荒谷東・荒谷西・すみれ・日栄会・長畑・長畑2・荒谷台・荒谷台南・ヴィラ荒谷台・根崎・青葉・滝坂・桃山第2・桃山第3・原電滝坂1・原電滝坂2・原電滝坂3・原電滝坂4・エレガンスヒル・広域班 (2) 第1・第2グループ事業の企画、運営等合同運営することが出来る。 3. 総会について 総会は毎年3月第4日曜日に開催する。 4. 評議員の選出について 評議員の選出については、会長が副会長及び各種団体等に選出を依頼し、選出された会員から、会長及び副会長が協議し、若干名を選出する。 5. 専門委員会について 本会に次に示す5つの専門委員会を置く。 (1) 広報・文化委員会 (広報・芸術・スポーツ・歴史研究・生涯学習等) (2) 活力委員会 (親睦・仲間作り・ボランティア育成・住民自治等) (3) 防犯・防災委員会 (地域防犯・防災・交通安全・原子力安全等) (4) 生活・環境委員会 (生活環境整備・快適・安心の地域作りごみ対策等) (5) 福祉委員会 (高齢者・児童福祉・地域福祉・青少年健全育成等) (イ) 専門委員は所属する専門委員会の活動目的を達せられるよう、職務に当たる。 (ロ) 専門委員会は、専門委員会毎の活動事項について通時審議する。会議は、必要に応じて専門委員長が招集し、議長にあたる。 (ハ) 専門委員長は、専門委員会で審議した内容を役員会へ報告する。

改正前 (改正6 令和5年3月26日)	改正後 (改正7 令和7年3月●●日)	理由																												
6. 行動費 本会の次の役員等に手当を支給する。但し、手当は、東海村からの一括交付金を充てる。 <table><tr><td>(1) 自治会長</td><td>年額 350,000 円</td></tr><tr><td>(2) 副自治会長</td><td>年額 60,000 円</td></tr><tr><td>(3) 集会所管理者</td><td>年額 57,000 円</td></tr><tr><td>(4) 書記長、会計長</td><td>年額 30,000 円</td></tr><tr><td>(5) 評議員、専門委員長</td><td>年額 10,000 円</td></tr><tr><td>(6) 班長</td><td>年額 10,000 円</td></tr><tr><td>(7) 防火管理者</td><td>年額 10,000 円</td></tr></table>	(1) 自治会長	年額 350,000 円	(2) 副自治会長	年額 60,000 円	(3) 集会所管理者	年額 57,000 円	(4) 書記長、会計長	年額 30,000 円	(5) 評議員、専門委員長	年額 10,000 円	(6) 班長	年額 10,000 円	(7) 防火管理者	年額 10,000 円	6. 行動費 本会の次の役員等に手当を支給する。但し、手当は、東海村からの一括交付金を充てる。 <table><tr><td>(1) 自治会長</td><td>年額 350,000 円</td></tr><tr><td>(2) 副自治会長</td><td>年額 60,000 円</td></tr><tr><td>(3) 集会所管理者</td><td>年額 57,000 円</td></tr><tr><td>(4) 書記長、会計長</td><td>年額 30,000 円</td></tr><tr><td>(5) 評議員、専門委員長</td><td>年額 10,000 円</td></tr><tr><td>(6) 班長</td><td>年額 10,000 円</td></tr><tr><td>(7) 防火管理者</td><td>年額 10,000 円</td></tr></table>	(1) 自治会長	年額 350,000 円	(2) 副自治会長	年額 60,000 円	(3) 集会所管理者	年額 57,000 円	(4) 書記長、会計長	年額 30,000 円	(5) 評議員、専門委員長	年額 10,000 円	(6) 班長	年額 10,000 円	(7) 防火管理者	年額 10,000 円	
(1) 自治会長	年額 350,000 円																													
(2) 副自治会長	年額 60,000 円																													
(3) 集会所管理者	年額 57,000 円																													
(4) 書記長、会計長	年額 30,000 円																													
(5) 評議員、専門委員長	年額 10,000 円																													
(6) 班長	年額 10,000 円																													
(7) 防火管理者	年額 10,000 円																													
(1) 自治会長	年額 350,000 円																													
(2) 副自治会長	年額 60,000 円																													
(3) 集会所管理者	年額 57,000 円																													
(4) 書記長、会計長	年額 30,000 円																													
(5) 評議員、専門委員長	年額 10,000 円																													
(6) 班長	年額 10,000 円																													
(7) 防火管理者	年額 10,000 円																													
7. 各種団体又は同好会への活動助成金について (1) 各種団体とは、真崎区住民で結成された団体又は、同好会で自治会に登録を申請し、会長又は役員会で承認許可された団体とする。 (2) 自治会が主催する事業又は活動への支援協力要請に対し積極的に協力し、その成果が大であると会長又は役員会が認めた各種団体(※)又は同好会には、事業年度1回に限り活動助成金を支給する。 (3) 活動協力助成金は、一団体当たり年20,000円とする。 ※各種団体：かざぐるまの会・まさき会・美咲会・フレッシュ会・友愛クラブ・真崎の未来を考える会・村小おやじの会	7. 各種団体又は同好会への活動助成金について (1) 各種団体とは、真崎区住民で結成された団体又は、同好会で自治会に登録を申請し、会長又は役員会で承認許可された団体とする。 (2) 自治会が主催する事業又は活動への支援協力要請に対し積極的に協力し、その成果が大であると会長又は役員会が認めた各種団体(※)又は同好会には、事業年度1回に限り活動助成金を支給する。 (3) 活動協力助成金は、一団体当たり年20,000円とする。 ※各種団体：かざぐるまの会・まさき会・美咲会・フレッシュ会・友愛クラブ・真崎の未来を考える会・村小おやじの会																													
8. 会費 (1) 1世帯あたり 600 円/年とする (2) 但し、10月1日以降入会の場合 300 円とする (3) 年度途中の退会の場合、納付した会費は返納しないものとする。	8. 会費 (1) 1世帯あたり 600 円/年とする (2) 但し、10月1日以降入会の場合 300 円とする (3) 年度途中の退会の場合、納付した会費は返納しないものとする。	記載の見直し																												
9. その他 (1) 自治会登録世帯の代表者が死亡した場合は、自治会長が葬儀に参列する。香典は3,000円とし、会費より支出する。 (2) 上記以外に自治会又は関連の功労者が死亡した場合は、香典又は花輪代等を喪弔費より支出する。支出については、会長及び副会長の判断に一任する。 (3) 真崎区自治会組織図(附図)	9. その他 (1) 自治会登録世帯の代表者が死亡した場合は、自治会長が葬儀に参列する。香典は3,000円とし、会費より支出する。 (2) 上記以外に自治会又は関連の功労者が死亡した場合は、香典又は花輪代等を喪弔費より支出する。支出については、会長及び副会長の判断に一任する。 (3) 新たに5世帯以上の班(常会)を立ち上げた場合は、役員会の承認を得て、班(常会)当たり10,000円の報奨金を支給する。 (4) 真崎区自治会組織図(附図)	新たな班(常会)立ち上げに伴う報奨金支給の追加 番号の繰り下げ																												

改正前 (改正6 令和5年3月26日)	改正後 (改正7 令和7年3月●日)	理由
付則 本細則は平成26年3月16日一部改正、平成26年4月1日より施行する。 本細則は平成28年3月20日一部改正、平成28年4月1日より施行する。 本細則は平成29年3月26日一部改正、平成29年4月1日より施行する。 本細則は平成30年3月25日一部改正、平成30年4月1日より施行する。 本細則は令和2年3月31日一部改正、令和2年4月1日より施行する。 (若葉常会の脱会及び記載の見直しに伴う改正) 本細則は令和5年3月26日一部改正、令和5年4月1日より施行する。 (地域活力部会及びグループリーダーの削除に伴う改正)	付則 本細則は平成26年3月16日一部改正、平成26年4月1日より施行する。 本細則は平成28年3月20日一部改正、平成28年4月1日より施行する。 本細則は平成29年3月26日一部改正、平成29年4月1日より施行する。 本細則は平成30年3月25日一部改正、平成30年4月1日より施行する。 本細則は令和2年3月31日一部改正、令和2年4月1日より施行する。 (若葉常会の脱会及び記載の見直しに伴う改正) 本細則は令和5年3月26日一部改正、令和5年4月1日より施行する。 (地域活力部会及びグループリーダーの削除に伴う改正) 本細則は令和7年3月●日一部改正、令和7年4月1日より施行する。 (新たな班(常会)立ち上げに伴う報奨金支給の改正)	付則の追加

令和6年度 真崎区自治会要望書管理記録

番号	件名	申請元	受付日	申請日	回答日	役場担当課
1	道路の穴の補修	今泉	4月11日	4月11日	4月15日 (補修完了)	道路整備課
2	街灯の設置について (夜間に設進入車あり)	仲町第2	運営委員会 (4/14)	4月25日	12月26日 (白線と矢印標示)	道路整備課
3	ゴミ集積所 新設用地借用の件	根崎	6月5日	6月5日 (根崎班が申請)	7月に完了	環境整備課
4	横断歩道の設置	根崎	7月6日	7月8日	12月26日 (新設信号機付近のため 不可)	道路整備課
5	真崎集会所付近の道路穴の補修	松内東	7月8日	7月8日	7月29日 (補修完了)	道路整備課
6	曲がり角への防犯灯或いは街路灯の設置依頼	砂岸会から口頭依頼 (今泉要望書作成)	8月9日	8月9日	12月26日 (地権者の同意を受け、 年度内に設置予定)	道路整備課
7	権現山古墳の樹木類の枝伐採について	青葉	8月25日	8月26日	9月19日、20日 伐採完了	生涯学習課
8	真崎区村道の夜間歩行危険区域への 街灯(防犯灯)設置：(6件)	真崎の未来を考える会 (安全・安心部会)	1月10日	1月10日	来年度予算で検討	道路整備課

④報告事項

令和7年度 資源物分別収集ステーションブロック別分担表 (A班とB班)

(真崎区の資源物収集日は、「真崎区カレンダー」のとおりです。)

令和7年3月16日

真崎区自治会

※ブロック別分担表作成の基本方針: 各班立会い回数の均平化を図るため、以下の内容を踏まえて作成しています。

①各集積場所の立会い順番は、輪番制とする。(平成28年度運営員会議決定事項)

②各集積場所の半数が6班以下の場合、毎年同じ月の立会いになる可能性があるため、次年度は、1か月ずらして(輪番で4月になる班を繰り下げ)配置する。

③必要がある場合は、戸数10戸以下は、1回以内、11～20戸は2回以内、21～30戸は3回以内となるよう極力配置する。

令和6年度			令和7年度			Aブロックの 作成方法			令和6年度			令和7年度			Bブロックの 作成方法		
Aブロック			Aブロック			Aブロックの 作成方法			Bブロック			Bブロック			Bブロックの 作成方法		
集積場所	班名(常会)	戸数	集積場所	班名(常会)	戸数	Aブロックは、8班であるの で、輪番で作成する。	Aブロックは、8班であるの で、輪番で作成する。	Aブロックは、8班であるの で、輪番で作成する。	集積場所	班名(常会)	戸数	集積場所	班名(常会)	戸数	Bブロックは、10班であるの で、輪番で作成する。	Bブロックは、10班であるの で、輪番で作成する。	Bブロックは、10班であるの で、輪番で作成する。
白根中班	4月	14	白根沼班	4月	10				サンガーデン	4月	10	白根西班	4月	29			
新和班	5月	7	長月班	5月	9				サニータウン村松	5月	8	松内東班	5月	14			
白根南班	6月	7	仲町班	6月	10				白根西班	6月	29	松内南班	6月	27			
商栄班	7月	7	白根東班	7月	14				松内東班	7月	15	松内西班	7月	14			
館沼班	8月	10	白根中班	8月	14				松内南班	8月	28	入班	8月	11			
長月班	9月	8	新和班	9月	7				松内西班	9月	14	東班	9月	16			
仲町班	10月	10	白根南班	10月	7				入班	10月	11	仲町第2班	10月	16			
白根東班	11月	14	商栄班	11月	7				東班	11月	14	雨澤班	11月	7			
白根中班	12月	*	館沼班	12月	*				仲町第2班	12月	17	サンガーデン	12月	10			
新和班	1月	*	長月班	1月	*				雨澤班	1月	8	サニータウン村松	1月	8			
白根南班	2月	*	仲町班	2月	*				サンガーデン	2月	*	白根西班	2月	*			
商栄班	3月	*	白根東班	3月	*				サニータウン村松	3月	*	松内東班	3月	*			
		77			78						154			152			

- ① 収集日は月4回です。該当担当班は月4回の担当となり、開始時間前に回収容器等の準備を行い、終了時に分別状況の確認願います。
- ② 資源物は、当日朝7時00分から8時30分までに出示してください。なお、担当班は、管理上問題がなければ開始前と終了時の対応を願います。
- ③ ◎表示の日は、祝日又は振替休日ですが、収集業務は行われず。
- ④ 対象戸数は、令和7年2月時点です。

令和7年度 資源物分別収集ステーションブロック別分担表(C班とD班)

(真崎区の資源物収集日は、「真崎区カレンダー」のとおりです。)

令和7年3月16日
真崎区自治会

※ブロック別分担表作成の基本方針：各班立会い回数の均平化を図るため、以下の内容を踏まえて作成しています。

①各集積場所の立会い順番は、輪番制とする。(平成28年度運営委員会議決定事項)

②各集積場所の半数が6班以下の場合、毎年同じ月の立会いになる可能性があるため、次年度は、1か月ずらして(輪番で4月になる班を繰り下げ)配置する。

③必要がある場合は、戸数10戸以下は、1回以内、11～20戸は2回以内、21～30戸は3回以内となるよう極力配置する。

令和6年度				令和7年度				Cブロックの作成方法				令和6年度				令和7年度				Dブロックの作成方法			
Cブロック				Cブロック				Cブロック				Dブロック				Dブロック				Dブロック			
集積場所	荒谷台(日曜通設前)	荒谷台(日曜通設前)	荒谷台(日曜通設前)	集積場所	荒谷台(日曜通設前)	荒谷台(日曜通設前)	荒谷台(日曜通設前)	集積場所	荒谷台(日曜通設前)	荒谷台(日曜通設前)	荒谷台(日曜通設前)	集積場所	荒谷台(日曜通設前)	荒谷台(日曜通設前)	荒谷台(日曜通設前)	集積場所	荒谷台(日曜通設前)	荒谷台(日曜通設前)	荒谷台(日曜通設前)	集積場所	荒谷台(日曜通設前)	荒谷台(日曜通設前)	荒谷台(日曜通設前)
順番	班名(常会)	戸数	順番	班名(常会)	戸数	順番	班名(常会)	順番	班名(常会)	戸数	順番	班名(常会)	順番	班名(常会)	戸数	順番	班名(常会)	順番	班名(常会)	順番	班名(常会)	順番	班名(常会)
4月	滝坂班	27	4月	日栄班	15	4月	日栄班	4月	根崎班	38	4月	根崎班	4月	根崎班	18	4月	根崎班	4月	根崎班	4月	根崎班	4月	根崎班
5月	日栄班	15	5月	長畑第2班	15	5月	長畑第2班	5月	根崎班	19	5月	根崎班	5月	根崎班	13	5月	根崎班	5月	根崎班	5月	根崎班	5月	根崎班
6月	長畑第2班	15	6月	長畑班	19	6月	長畑班	6月	根崎班	13	6月	根崎班	6月	根崎班	12	6月	根崎班	6月	根崎班	6月	根崎班	6月	根崎班
7月	長畑班	19	7月	すみれ班	9	7月	すみれ班	7月	根崎班	14	7月	根崎班	7月	根崎班	8	7月	根崎班	7月	根崎班	7月	根崎班	7月	根崎班
8月	すみれ班	9	8月	ウイラ荒谷台班	12	8月	ウイラ荒谷台班	8月	根崎班	8	8月	根崎班	8月	根崎班	17	8月	根崎班	8月	根崎班	8月	根崎班	8月	根崎班
9月	ウイラ荒谷台班	12	9月	滝坂班	26	9月	滝坂班	9月	根崎班	16	9月	根崎班	9月	根崎班	42	9月	根崎班	9月	根崎班	9月	根崎班	9月	根崎班
10月	滝坂班	*	10月	日栄班	*	10月	日栄班	10月	根崎班	*	10月	根崎班	10月	根崎班	*	10月	根崎班	10月	根崎班	10月	根崎班	10月	根崎班
11月	日栄班	*	11月	長畑第2班	*	11月	長畑第2班	11月	根崎班	*	11月	根崎班	11月	根崎班	*	11月	根崎班	11月	根崎班	11月	根崎班	11月	根崎班
12月	長畑第2班	*	12月	長畑班	*	12月	長畑班	12月	根崎班	*	12月	根崎班	12月	根崎班	*	12月	根崎班	12月	根崎班	12月	根崎班	12月	根崎班
1月	長畑班	*	1月	すみれ班	*	1月	すみれ班	1月	根崎班	*	1月	根崎班	1月	根崎班	*	1月	根崎班	1月	根崎班	1月	根崎班	1月	根崎班
2月	すみれ班	*	2月	ウイラ荒谷台班	*	2月	ウイラ荒谷台班	2月	根崎班	*	2月	根崎班	2月	根崎班	*	2月	根崎班	2月	根崎班	2月	根崎班	2月	根崎班
3月	ウイラ荒谷台班	*	3月	滝坂班	*	3月	滝坂班	3月	根崎班	*	3月	根崎班	3月	根崎班	*	3月	根崎班	3月	根崎班	3月	根崎班	3月	根崎班
97				96				108				110				110				110			

Cブロックは、6班であるので、上記②を適用して輪番で4月になる班を繰り下げて作成する。

Dブロックは、6班であるが、上記③を適用して「荒谷台南班を1回」、「根崎班を3回」とした順番で4月になる班を繰り下げて作成する。

- ① 収集日は月4回です。該当担当班は月4回の担当となり、開始時間前に回収容器等の準備を行い、終了時に分別状況の確認願います。
- ② 資源物は、当日朝7時00分から8時30分までに届けてください。なお、担当班は、管理上問題がなければ開始前と終了時の対応をお願いします。
- ③ ◎表示の日は、祝日又は振替休日ですが、収集業務は行われず。
- ④ 対象戸数は、令和7年2月時点です。

令和7年度 資源物分別収集ステーションブロック別分担表(E班とF班) (真崎区の資源物収集日は、「真崎区カレンダー」のとおりです。)

令和7年3月16日
真崎区自治会

※ブロック別分担表作成の基本方針:各班立会い回数の均平化を図るため、以下の内容を踏まえて作成しています。

- ①各集積場所の立会い順番は、輪番制とする。(平成28年度運営委員会議決定事項)
- ②各集積場所の半数が6班以下の場合、毎年同じ月の立会いになる可能性があるため、次年度は、1か月ずらして(輪番で4月になる班を繰り下げ)配置する。
- ③必要がある場合は、戸数10戸以下は、1回以内、11～20戸は2回以内、21～30戸は3回以内となるよう極力配置する。

令和6年度				令和7年度				Eブロックの作成方法				令和6年度				令和7年度				Fブロックの作成方法			
Eブロック				Eブロック				Eブロック				Fブロック				Fブロック				Fブロック			
集積場所	原電滝坂内	戸数	班名(常会)	集積場所	原電滝坂内	戸数	班名(常会)	集積場所	荒谷	戸数	班名(常会)	集積場所	荒谷	戸数	班名(常会)	集積場所	荒谷	戸数	班名(常会)	集積場所	荒谷	戸数	班名(常会)
順番	4月	原電滝坂3	48	4月	原電滝坂4	17	4月	荒谷東班	18	4月	青葉班	19	4月	青葉班	19	5月	荒谷西班	16	5月	荒谷西班	16	5月	荒谷西班
	5月	原電滝坂4	15	5月	原電滝坂1	10	5月	荒谷西班	19	5月	荒谷西班	16	5月	荒谷西班	16	6月	荒谷西班	16	6月	荒谷西班	16	6月	荒谷西班
	6月	原電滝坂1	10	6月	原電滝坂2	68	6月	荒谷西班	16	6月	荒谷西班	16	6月	荒谷西班	16	7月	荒谷西班	16	7月	荒谷西班	16	7月	荒谷西班
	7月	原電滝坂2	60	7月	原電滝坂3	35	7月	荒谷西班	39	7月	荒谷東班	39	7月	荒谷東班	39	8月	荒谷東班	39	8月	荒谷東班	39	8月	荒谷東班
	8月	原電滝坂3	*	8月	原電滝坂4	*	8月	荒谷東班	*	8月	荒谷東班	*	8月	荒谷東班	*	9月	荒谷東班	*	9月	荒谷東班	*	9月	荒谷東班
	9月	原電滝坂4	*	9月	原電滝坂1	*	9月	荒谷東班	*	9月	荒谷東班	*	9月	荒谷東班	*	10月	荒谷東班	*	10月	荒谷東班	*	10月	荒谷東班
	10月	原電滝坂1	*	10月	原電滝坂2	*	10月	荒谷東班	*	10月	荒谷東班	*	10月	荒谷東班	*	11月	荒谷東班	*	11月	荒谷東班	*	11月	荒谷東班
	11月	原電滝坂2	*	11月	原電滝坂3	*	11月	荒谷東班	*	11月	荒谷東班	*	11月	荒谷東班	*	12月	荒谷東班	*	12月	荒谷東班	*	12月	荒谷東班
	12月	原電滝坂3	*	12月	原電滝坂4	*	12月	荒谷東班	*	12月	荒谷東班	*	12月	荒谷東班	*	1月	荒谷東班	*	1月	荒谷東班	*	1月	荒谷東班
	1月	原電滝坂4	*	1月	原電滝坂1	*	1月	荒谷東班	*	1月	荒谷東班	*	1月	荒谷東班	*	2月	荒谷東班	*	2月	荒谷東班	*	2月	荒谷東班
	2月	原電滝坂1	*	2月	原電滝坂2	*	2月	荒谷東班	*	2月	荒谷東班	*	2月	荒谷東班	*	3月	荒谷東班	*	3月	荒谷東班	*	3月	荒谷東班
	3月	原電滝坂2	*	3月	原電滝坂3	*	3月	荒谷東班	*	3月	荒谷東班	*	3月	荒谷東班	*								
			133			130																	

- ① 収集日は月4回です。該当担当班は月4回の担当となり、開始時間前に回収容器等の準備を行い、終了時に分別状況の確認願います。
- ② 資源物は、当日朝7時00分から8時30分までに出してください。なお、担当班は、管理上問題がなければ開始前と終了時の対応を願います。
- ③ ◎表示の日は、祝日又は振替休日ですが、収集業務は行われます。
- ④ 対象戸数は、令和7年2月時点です。

真崎区自治会デジタル化の取り組み

～自治会業務と集会所における WiFi の利用～

概要

令和 6 年 1 月から集会所へ WiFi ルーターを設置し、自治会の活動にインターネット接続などのデジタル機器の活用ができるよう、取り組みを進めてきたので報告する。

導入のステップ

① 役員の負担軽減

自治会の活動において各役員が所有するデジタル機器（PC、スマホなど）を使用する際、インターネット接続を自治会負担で実施できるようにする。

② インフラとしての整備

将来的に集会所において WiFi（インターネット接続）ができ、自治会を利用する自治会員が利用できるようにする。

令和 6 年度の取り組み

・ステップ①を実現するための取り組み：実現済み

→モバイル WiFi ルーター*を購入。場所を選ばず自治会の活動において WiFi を利用できる環境を用意した。（行灯まつりや運動会の場合へ持ち出しての利用）

・ステップ②を実現するための取り組み：試験的運用を実施中

→集会所内に WiFi 接続案内を掲示（①のルーター利用）し、利用傾向を推察した。

※期間・容量の限度のある SIM カードを適時購入してルーターにて運用。

同時接続数に限りがあり。

令和 6 年度の結果

・運用状況から、今後どのような期間・容量の SIM を購入していくかを検討した。

1 月～：10GB 180 日間 ¥2780 ：役員のみ →期間満了前に容量不足に。

5 月～：50GB 90 日間 ¥5480 ：役員のみ →期間満了し、容量は余剰あり。

8 月～：15GB 180 日間 ¥3390 ：一部公開 →期間満了し、容量は余剰あり。

・上記では期間・容量を確定するまでに至らず。現状は、ほぼ役員の利用と推定。

・ステップ②の本格運用では、現代の通信事情から高容量化も検討。→媒体の変更要

今後の取り組み

・1 年間程度の運用ではあるが、短期間で不足にならないため、現段階では適時購入

で対応可能と判断。令和 7 年度も 15GB 180 日間を標準として対応する。→役員利用を想定

・定常的に集会所の WiFi を利用する機会が増える場合は、固定化（月 6000 円程度）

も選択の一つである。利用率から費用対効果を考えた選択肢を今後見つけていく。

